

明治初年の東北地方における官立学校について

－山形藩校と学而館の事例を中心に－

佐藤 愛未

(令和4年3月)

郡山女子大学紀要 第58集別冊

(Vol.58) PP.176(1)～163(14)

郡山女子大学 郡山市開成3丁目25番2号

原著論文

明治初年の東北地方における官立学校について

— 山形藩校と学而館の事例を中心に —

佐藤 愛 未

※地域創成学科

はじめに

日本における近代教育制度である「学制」が明治五年（一八七二）八月に発布され、「国民皆学」が目指される¹。この制度は前年の廃藩置県の直後に置かれた文部省によって、全国に実施する学校制度を確立するための準備が進められた。これにより、欧米先進国の教育制度を参考にしつつ、日本の近代教育の基礎が築かれたのである。

それ以前の教育は、近世以降幕藩体制下で寺子屋や私塾が生まれ、全国諸藩が各藩に必要な人材育成を目的とした藩士の子弟教育の場として藩校（藩塾）²を設け、これらは独自に発展し、当時の教育基盤を作り上げた。それらの教育機関は、明治以降どのように継続、移行もしくは廃止されていったのだろうか。

当該期は、慶応四年（一八六八）の戊辰戦争を経て地方制度も大きく一新され、当該期の地方制度³の変革に伴い、府藩県の職制が新たに設けられたほか、藩政改革などが実施され組織や体制が変化

していった。その改革のなかで、学制が発布されるまでの間、各府藩県の教育状況について藩校を基に分析した⁴。すると、東北諸藩に置かれた藩校の多くは、廃藩とともに廃止されている場合が大半であることが分かったのだが、一方で新たに設立された県に移管され、官立学校として運営が継続された事例（山形県、盛岡県）も確認することができた。

そこで本稿では、「学制」がだされるまでの明治初年の山形県に移管された山形藩校立誠堂を中心とした官立学校、および同時期に酒田民政局時代に新設された学而館の設立から廃校までを調査分析して、近代教育制度の政策終了のメカニズムの分析を行う。そのため、各組織における教育政策の継続および、終了を確認する基礎的な分析となるため、各藩校における教育内容や、藩校教育によってもたらされる成果などについては、先行研究や別稿へ譲ることとしたい。

一 藩校から官立学校へ

(1) 山形藩校立誠堂

近世期、全国諸藩が藩士および藩士の子弟教育の場として学校を設立・経営するようになる。その教育機関は藩校と呼ばれ、多くは藩政改革の一環として設置され人材育成の場となった。東北(陸奥国・出羽国)の藩校設置状況は、廃藩置県があった明治四年(一八七二)までに、約五十五藩中三十五藩に設けられており、全体の半数以上の藩が設置している。そのなかには、戊辰戦争以前に設置されたもの、戊辰戦争後に新設されたもの、大名の転封に伴い元の藩にあった藩校を移管させ受け継いだものなど様々である。これらの藩校は、藩が運営する教育機関であることから、版籍奉還、廃藩置県などにより藩が廃止となった場合、それとともに廃校となっている。しかし、山形藩の藩校「立誠堂」は、廃校とはならず官立移管されて、県へと引き渡された。東北地方での藩校が官立学校として移管された例は、現時点で把握できたものとして、盛岡藩校「作人館」とこの山形藩校「立誠堂」の二校のみである⁹。ただ、後述するが、明治四年十一月の第一次府県統合の際、山形県下に編入された旧藩領の藩校が継続して運営されていたことが分かった。そこで、はじめに官立学校として山形県へ移管されたこの山形藩校「立誠堂」がどのようにして官立化したのかを追っていききたい。

山形藩「立誠堂」については『山形市史』や『山形県教育史』⁶、川瀬同⁷氏によって整理されているためこちらに依拠してまとめていくこととする⁸。

まず、「立誠堂」は、水野氏によって設置された藩校である。水野氏は唐津藩主時代の享和二年(一八〇二)に藩校「経誼館」を設置し、浜松へ移封後は当時の藩主水野忠邦が江戸の国学者である塩谷宕蔭を藩政顧問として招聘して、経誼館の充実を図った。その後、弘化二年(一八四五)に山形藩主であった秋元志朝が上野館林へ転封することを受けて、水野忠精がその後に入って新たに藩校を設けることとなる。

山形藩では塩谷宕蔭の献策によって「立誠堂」が設置され、校舎は山形城二の丸大手門前に置かれた。建物は、立誠堂と各種古場(弓術・槍術・剣術)、兵学所・算学所などであり、漢学を主として、国史・算法・兵学、そのほか武術⁹を学んだ。職員は、都司学督一名、学監三名、教授・助教・授読・副授読が置かれる。藩校経費は年五〇両余で浜松時代の半分だったようである¹⁰。

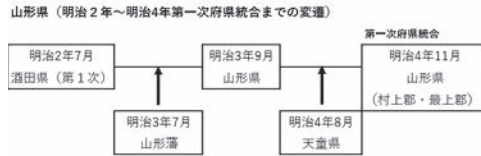
その後、戊辰戦争を経てどのように運営されていたかは定かではないが、水野忠弘が明治三年七月に近江国朝日山藩へ移転する際に県へ移管されたことを考えても、山形藩校としての機能は戊辰戦争後も果たされていたと考えられる。版籍奉還を受けて、各藩では藩政改革の一環で教育方針および藩校運営の改革も実施された藩が多くある。そのため、こちらについては今後も調査を続けていきたい。

(2) 山形県成立と官立学校誕生

前節で述べたように、明治三年七月に山形藩の藩知事であった水野忠弘が近江国朝日山藩へ移転したことにより、酒田県(第一次)

へ編入されることとなる。その後、同年九月、酒田県が山形へ移ったことにより明治政府の直轄県として山形県が設置された。学制が公布される明治五年時点では、山形県・置賜県・酒田県（第二次）の三県が存在していたため、山形県が編成されるまでの状況を整理していきたい。

「山形県（明治二年～明治四年第一次府県統合までの変遷）」より、山形県に編入された場所にあった旧藩を調べてみると、藩校を設置していた五藩があげられる。それが、「表1」の藩である。



【表1】山形県に統合され廃止となった藩と藩校

藩名	藩校名	成立年	
新庄藩	明倫堂	安政5年	1858
山形藩	立誠堂	弘化2年	1845
上山藩	明新館	天保11年	1828
長瀬藩	稽徴館	明治元年9月	1868
天童藩	養正館	文久3年7月	1863

〔出典：『国史大辞典』吉川弘文館、『日本教育史資料集』

1 文部省、大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館より作成）

であれば、廃藩が決定した時点で藩校も廃校となることが多いのだが、山形藩校立誠堂は明治三年閏十月一日付で官立学校立誠堂（山形学校立誠堂）と名称が変更され、県に移管されている。

府県学校について、明治二年「東北府県学校設立申立」¹¹から確認していく。

府県学校

一、府県新二学校ヲ建政化ヲ裨補スヘシ

但其学ノ或一箇所二三箇所ハ府県ノ大小ニヨリ宜ヲ
観ルヘシ諸藩トリトモ米地少ナルモノハ旁県ト図リ
協力シテ营造スヘキ

一、府県ノ学校ハ東京大学校ヨリ管轄スヘシ

一、学規ハ大学校ノ頒ツルヲ遵守スヘシ

一、教員ハ大学校ヨリ交代スヘシ府県ニ其人アル時ハ知事コレヲ選撰スヘシ

一、五年ニ一度郷学ヲ以テ大学ニ貢シ試業ヲ受ヘシ

一、学校ノ营造若ハ修繕ノ時其地ノ土籍民籍ヲ論セス凡有力者ハ金ヲ醸シ役ヲ助ルヲ許ヘシ

府県学校の設置は府県の大小によって設け、諸藩へも石高が少ない藩については近隣藩と協力して营造することとしており、管轄が東京大学であることがわかる。そのため、各府県、および諸藩は府県学校の創設に着手していくこととなる。

『山形市史』及び「府県史料」山形県史政治之部学校¹²（以下、「府県史料」）で確認すると、官立学校は次の【表2】¹³のように記載がされている。

立誠堂のほかにも、旧新庄藩の藩校明倫堂、旧天童藩の藩校養生館、旧上山藩の藩校明新館の三校も官立学校として記されており、この記録は明治五年三月に文部省へ報告した情報であり、この当時の教官数や生徒数などもそれぞれ確認出来る。

では、どのような経緯で立誠堂以外の三校が官立学校へ編入されたのだろうか。天童県が廃止され、山形県へ編入された際の状況が

次のように記録されている（『府県史料』）

〔表2〕官立学校表（『府県史料』山形県史、政治之部 学校より作成）

学科	校名及病院 名並位置	教官人員	生徒員数	入会或は 通学区別
支那学	立誠堂山形 元郭内	訓導 十人 下教 十二人	百八十九人	通学
算術 手跡	立誠堂 分課	算術師範一人 同世話人三人 手跡同 三人	算術六十人 手習六十人	同
合計数		二十九人	三百九人	悉皆通学
支那学	明倫堂新庄 元郭内	教授四人 助教十人	百五十五人	入会六人 通学百五人
医学	桃亡後未立当分 観音堂二開設ス	助教二人	二十人	通学
合計数			百七十五人	入会六人 通学百五人
支那学	美正館村山郡天 童元郭内	三人	百三十人	入会三十人 通学百人
算術 手跡	美正館分課	算術一人 手跡一人	算術四十人 手跡八十人	悉皆通学
合計				入会三十人 通学百二十人
支那学	明新館村山郡上 ノ山第一区仲町	教授二人 提生二人	四十人	入会十二人 通学三十八人
算術 手跡	明新支館同郡第 一区沼口宅	提生二人	百四十八人	悉皆通学
医学	清世館同郡第二 区蓮町		七人	入会二人 通学五人
合計		六人	百九十五人	入会十四人 通学百八十一人

四年辛未九月五日此ヨリ前天童県ヲ廢シ本県ニ合セラル々ニヨリ元天童県ヨリ学校将来ノ措置方法ヲ本県ニ稟ス、於是追テ一般ノ制度公示セラル、迄経費ヲ減シ一ヶ月二拾円内外ノ経費ヲ以暫ク旧慣ニヨリテ之ヲ存セシメ仍ホ之ヲ大蔵省ニ具申ス

同年七月一四日の廢藩置県をうけて、天童県が山形県に統合される際に天童県の学校の措置について伺いを立てたところ、今後明治政府からの制度が公示されるまでの間、経費減額の上で旧慣に従って運用することとしており、大蔵省へも具申されている。ここから推測すると天童藩が廢藩となった後も、天童藩校の養正館及び関連施設は存続していたことがわかる。なお、これ以降同年十一月の第一次府県統合の際に、山形県へ組み込まれた村山郡・最上郡に位置する新庄県、上山県に置かれていた旧藩校も廢藩後もそのまま存続していたことが考えられ、山形県の官立学校として移管されたことが伺える。

その後、明治五年一月には、前年の第一次府県統合にて官立学校として文部省・大蔵省に稟請して、立誠堂を正式に官立学校とすることの許可を得て、経費についても「従来設置ノ学校経費支出等悉皆経伺ノ後、之を措置スヘキ順序ナレトモ、若一時ト雖モ校学ヲ閉ル中ハ学校勉学ノ志ヲ挫折センコトヲ恐レ従来太政官ノ法令ニヨリ高一万石ニ付一石五斗ツ々ノ学費ヲ以テ旧ニヨリテ之ヲ置キ以テ学生ニ便」¹⁴とあり、文部省・大蔵省へも具申したとある。学校経費については、官立学校であるため従来明治政府より出された法令に従って対応していることがわかる。また、同月に官立学校立誠

堂の校舎が頽廢したため文部省、大蔵省へ伺いをたて県庁近くの使用されていない旧屋を校舎に当てている。山形県は明治政府直轄県であるため、官立学校に関する事は全て、明治政府へ伺いを立てて対応していることが、ここからも読み取れる。

同年二月二十七日には、旧天童藩校養生館の仮規則¹⁵を設けており、職員のことと学科ことなどが取り決められ、二十九日には、従来の養生館の教授、職員の職を解き、支庁官吏が毎日午後一時に輪番で一切の事務を整理して、捕亡吏一名を宿直としておいて、書籍や器械を管理することとした。なお、生徒の昇降時間は午前八時から四時までとしていて、官立学校として少しずつ体制が改められていったようである。

(3) 普通学校設置準備と「学制」による廃校

しかし、明治五年四月十日には文部省の意向を受けて、在来する学校を廃止して普通学校を設置するための順序方法を簡略して定めている。それが、【表3】である。

ただ、中学校の設置予定地を確認してみると、官立学校として報告されている四校のうち、天童を除いたが三校が所在している場所と同じであり、これを中心として小学校を四百四十校設置することが計画されていたようである。ここから、山形県下の普通学校¹⁶設立に向けて、教育機関の整理がはじまっていく。同月には、上山の医学所救世館（文部省への報告では、済世館）を廃止することが決定し、普通小学校設置のため学区取締（山形県普通学校設置順序

【表3】山形県普通学校設置順序方法

第1条	管内を分けて4中学区となし中学校4ヶ所を設立すること。上ノ山、山形、尾花沢村楯岡村の内、新庄。
第2条	管内置賜・村山2郡を分て3区とし上ノ山・山形・尾花沢の3か所に属し最上郡を1区とし之を新庄に属すること
第3条	其所属区内より納むる所の資本金は即ち其区学校費に充るを以て分割の境界を定むること。置賜所管地全部及村山郡5・6・7・8・9合せて11区を上ノ山に属す。村山郡1・2・3・4・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24合せて19区を山形に属す。村山郡25・26・27・28・29・30・31・32・33合せて9区を（尾花沢或は楯岡）に属す。最上郡全部を新庄に属す
第4条	学校修繕修成迄の内所在の寺院を以て学校とすること
第5条	一中学区に学区取締5人を人選し管内に20人を選任すること。但し学区取締は富有にして人望あり正実にして才幹あるものを斟酌選択すること
第6条	学校の人費は毎戸2錢5厘を課し之資本金とすること。但尚富有のものに論じ其所有に応じて米金を入れしめ其利子ヲ収めて一切の費用ヲ給すること
第7条	管内を分て440小学ヲ建つ村落の大小疎密によりて小差ありと雖大抵戸籍分轄の1区に10か所を設立すること
第8条	4中学校の教師4人は東京より招き山形の教師は別に外国人1人を雇入ること
第9条	学制教則は悉文部省の規程を奉遵し天下一般の方向を定むること
第10条	富より給助する扶助金は文部省の布告定額の後人口1万人に何円と定め県の正租より納輸すること
第11条	先ず上ノ山、山形、新庄、尾花沢・楯岡内4か所に中学校を建規制略定て而後に村落の小学校に及ぶこと

（「府県史料」より作成）

方法」の第五条に該当）を置くこととして、佐藤利兵衛、長谷川吉郎治、三浦権四郎、市村五郎兵衛、細谷良珉、細谷温等¹⁷を任命した。そして、四月二十七日に山形学校立誠堂、上山学校明新館、天童学校養生館、新庄学校明倫堂四校の既存の職制・学則などを調査して上申したとしている。この学則を確認すると、藩校を基礎としながらも、明治政府からの布告などを受けて、それぞれ職制、学則などが整備されている様子¹⁸がうかがえる。

前節で述べた通り、明治五年までの山形県では四つの官立学校が存在し、その全てが元藩校であり、明治政府からの近代学校制度制定までを期的に県へ移管されたことが確認できた。

そのため、明治五年八月三日に太政官布告第二一四号をもって「学制」が発布されたことで、山形県の官立学校は廃止が確定する。

其地学校之儀兼テ相達置候通当月（八月―執筆者）晦日限相廃候ニ付夫迄書籍器械其外都テ官物ニ係ル分ハ無遺漏取調戸長へ可引渡此段相達候事¹⁹

八月晦日をもって廃校とするため、書籍や器械などは全て戸長へ引き渡すようにとっていて、同月二十九日には「各区戸長及教官へ学校廃校ニ付教官ハ一切廢職ノ旨」を布達して、そのほか書籍や器械などの備品については、戸長が受け付けるように指示をしている。以上のことから、段階的に廃止をするということではなかったようだ。

翌九月十九日には、山形中学の会計に山形県為替方小野善助代理である長浦正助を学区取締として選出し、学費修士規則を定めており、学制を基礎とした教育政策が始動していったことが伺える。

ただ、同月に郷学校の設立について次のことを文部省に具申している²⁰。

学校教育之儀厚ク被仰出ノ旨モ有之從來藩ニ取設候学校廃止今般御頒布之学制ニ従ヒ更ニ学校創立可致旨御達之趣ニ付早々新学ノ制度相定可伺出候処管内人口ニ課シ候学費ノ御額并教則モ未タ御頒布無之ニ付詳細ノ規則ハ難取調候間先以山形市中富有

ノ者郷学取設方之儀説論ニ及候処何共奮励仕り指当り別紙之通資金ヲ献シ急ニ開校仕度段申出候仍之学区取締等モ別紙各面之者へ申付山形七日町時宗光明寺ヲ借り用当分居り合セ洋学算学ノ教師ヲ以生徒召集当廿一日ヨリ開校為致候間此段御届申上候以上

新たに郷学を設置するにあたって、山形市中の有志へ掛け合い献金により資金調達を行い、山形七日町の光明寺を当分の間校舎として利用して、洋学、算学の教師を呼び寄せ開校するとしている。ここからも分かるように新たに校舎を建設するまで、官立学校山形学校立誠堂を利用するのではなく寺院を校舎として利用しており、それ以降に設立した小学校などの教育機関にも使用された記録は見つけることが出来なかったことから、現時点において他県の学校創設時に見られるような旧藩校（立誠堂など）を校舎として利用するということはなかったと推察される。

その後、郷学校規則が設けられ、小中学校の設立により教育機関および教育体制が整われていくこととなった。

二 民政局下に新設された教育機関

(1) 酒田民政局の設置と教育

前章で確認した山形県の官立学校は、旧藩校が母体となり運営がされていたのだが、明治政府下で新たに設けた官立学校がある。それが、酒田に創設された学而館という教育機関である。次はこの事例について設立から廃校となるまでの過程を明らかにしていく。

戊辰戦争後、東北の各地には民政局が設置される。これは、戊辰戦争後の民政を掌握する目的でおかれ、酒田には民政局に加えて軍務官が庄内を統治していた。戦争直後、庄内には明治政府軍、庄内藩による施政の継続、民政局の新設と混乱を極めていた。ただ明治政府は、日本海側の流通拠点であった酒田を掌握することを目的として、前述した軍務官と民政局を置いたがそれによって混乱が収まることはなく、酒田町奉行が事態の收拾に勤めたが、戦後処理等で酒田周辺の混乱は続いていく。

これに加えて戊辰戦争の処分として、庄内藩の会津若松転封²¹が明治政府より命じられ、酒田にも動揺が走った。これらを鎮圧するために、酒田民政局の組織強化に乗り出し、空席となっていた民政局長官に西岡周碩（遼明）が命じられた²²。西岡は佐賀藩の支藩である蓮池藩の医師であり、明治元年十二月二十三日に民政局取締りを命じられ²³、明治二年一月二十八日、酒田民政局（旧亀ヶ崎城）へ赴任した。当時の酒田民政局機構は【表4】の通りである。この時の酒田民政局の課題は農民による半年貢要求と庄内藩転封阻止運動の鎮静化であって、実質的庄内藩支配の廃除のため、軍務官の参謀船越洋之助と協力し、民政に務めた。その一つともいえるのが、明治政府が推し進めていた近代的な教育政策であったと考えられる。

（2）学而館の創設

明治二年（一八六九）三月二十三日の太政官布告第二九八号にて、学校を府県に起こし教育の普及をはからせることになった²⁴。この

時期の明治政府の考えとして、戊辰戦争後の東北における土族や庶民たちの教育について、府県に学校を新設し政治と教育を分けず風習を一新していくという考えがあったようである。この布告を受けて、当時酒田民政局²⁵の民政局長西岡周碩は新たな学校創設計画を進めた。

『酒田市史』²⁶によると、城下町の鶴岡では、「儒学や国学に強い系譜をもつ教育が展開され」、酒田では「商業をもつて身を立てる町民が利殖の道を会得する実学的教養」が重視されていたらしいとされ、西廻り航路の主要な港があり商業地として発展していた土地柄を考えると納得できる。そのため、一般の子弟は寺子屋へ行き文字の読み書きを学んでいたようである。

また『飽海郡誌』²⁷には、鶴岡藩士は藩校の致道館で修学することが出来たが、支城がおかれていた酒田の亀ヶ崎城在番の藩士たちと思うように修学ができない状況であり、貶黜の意味で「酒田勝手」と呼ばれていたようである。そこで、藩士加賀山治郎太夫は、嘉永



三年（一八五〇）に亀ヶ崎学校の創立を企て、荒瀬郷ノ内谷地を開発して田を起こし、その収納で学校の維持費にあてる計画を立て大庄屋へ相談をしたが谷地の手配が思うようにならず、失敗に終わってしまった。そのため、その後も酒田には藩士が学ぶための藩校に類するような教育機関は設けられていなかったことが推察できる。

酒田民政局長官西岡周碩による学校創設はかなり急速に進められたようで、それは次の通りである。²⁸

酒田港ニ於て、学校相建立度候間、読書ニ志有之候者、姓名書取差出候様、場所之儀者当分精閑ニ有之候、寺院相撰可然書籍之儀、銘々持合候丈取集差出申候様、抑学校之義ハ大義名分を明ニ致、聖賢之教ニ背様勉勵仕候儀ハ大小学校之差別無之候へ共、郷学之儀ハ臣として忠を尽し、子として孝を尽し、弟として不敬之振舞無之様、専一ニ教方有之度候、其内拔群人材有之候、半ハ経済之方ニ相導読書該博ニ相渡候上ハ、東京大大学校江も差遣可申候條、いつれも得其意早速ニ取懸候様申付候間、猶又可遂吟味候、以上、

巳六月 民政 政局

酒田港に学校を創設するので学修に志がある者を募り、そのなかから優秀な人材は東京大大学校にて学ばせたいと考えていたようである。

これについては、前述した明治二年三月二十三日の太政官布告のなかの「小学校設置」について、「東北諸国皇化ニ非不服然レトモ昨年ノ如ク奥羽士民方向ニ迷候モ畢竟文教未開故ニ候是ニヨリ所在府

県新ニ学校ヲ設政教不岐維新之化ヲ以風習ヲ丕変致候様被遊度」と記しているように、日本海側の流通拠点である酒田湊を抑えて中央集権の歩を進めるためにも、一刻も早い学校の整備が必要であったのではないかと推測される。

西岡は学業掛として酒田町の大庄屋野附彰常と斎藤近礼を選出し、民政局御用掛加勢・蓮池藩田上馬之助、軍務官筆生・松江藩中村儀三郎を図書や器具の管理係に命じている。

指導者については、野附、斎藤を中心に酒田町長人・庄屋などが相談し、六月六日に学校掛として任命された、酒田町医者の筒井西司、浜田村の農民宮田角右衛門、酒田町画師の吉泉晋太郎（号は蘭堂）の三名であり、これら三名はこの登用の間、名字帯刀が許されている。²⁹ 指導者の決め方や指導者の身分などを考えても、三月に出された府県に小学校を設置し、なおかつ東北では、士族だけでなく庶民の教育も求められていたことから、門戸が開かれた教育機関として運営されていたことが伺える。

また、六月二十七日には開校式が実施され、筒井、宮田、吉泉らによる講釈の後、西岡以下の職員、諸生徒らが受講。その翌日より授業が開始され、学生・学校役人が加勢したのは、同月二十二日のことであつたようだ。そこには、「出席五十五人内二十七人江縣歴代詩会 江縣在度もあ内式人寄宿願同二十一入素読願」³⁰とあり、学生の中には寄宿して学而館へ入学を希望したもの、約半数のものは素読を希望していたことがわかる。その後、七月三日に学校の件について、市中へ布告したとされている。それが次の史料であり、学校の場所、学校名も

記載がされている³¹⁾。

学校之儀天正寺を以当分御取立二
相成学而館と被相称候條町人たり
とも有志之者ハ其筋願出致入学第
一孝弟二相導師長之教二不相背日
夜勉強可有之候事

巳七月 市中掛
年 寄
大庄屋

学校の校舎は当分の間、天正寺を利
用し、校名は論語より「学而館」と称
され町人であつても有志の者は願ひ出
れば入学が許されたといふことで、勉
学を志すものは身分に関係なく学ぶこ
とが出来た教育機関となっている。

なお、学而館の組織体制は【表5】
の通りであり、句読師の森と西野の両
名が会計を兼帯している。ただし、小
関は在任中に病没したため、小柳銀次
郎が代わりとなった。学生数は、六〇
（八四名で内二七名（上級）が経史詩
文、約五〇名（下級）が句読を学んだ
ことが記録されている。学而館の講義

表5 学而館職員構成および手当

職名	人数	手当	職員名				
			筒井酉司	宮田角右衛門	吉泉晋太郎		
教導	3名	各月給6兩 手当5兩	筒井酉司	宮田角右衛門	吉泉晋太郎		
句読師	5名	各月給3兩 手当3兩	森藤右衛門	西野長兵衛	大淵源五右衛門	矢島齋治	小関珍右衛門
会計	2名	-	森藤右衛門	西野長兵衛			
書記	3名	-	高橋兼四郎	小柳銀之助	飯島祐之助		
学業掛	2名	-	野村彰常	齋藤近礼			

（『飽海郡誌』巻の二「第5編 学事 第2項 学而館」、『山形県教育史』より作成）

課程は【表6】の通りであ
り、約一〇〇名の学生が身
分に關係なく、学而館で学
んでいたようである。

また、学生たちの中から
伍長を若干名選び、各自世
話をさせて管理をしていた
ようである。明治三年一月

には、前年に百日以上出席したものに賞与を与えたよう
で、金百疋を拜受したものもいた。前述した通り、約百名の学生が学而館へ
通っていたのだが、学生勧誘のため遠藤英健が明治三年三月に生徒
倡を申し付けられたとされており、この頃までは学校の運営体制も
整い、更に学校の拡張を考えていたと推察できる。

（3）酒田県の廃県と学而館の廃止

軌道にのり始めた学而館であったが、刻々と変化する当該期の制
度や組織体制の影響もあり、教育機関としての運営にも影響が出て
くる。

酒田では明治二年七月に軍務局、翌八月に民政局が廃止され、酒
田県³²⁾が設置された。その際、酒田民政局長官から県大参事となつ
ていた西岡は、酒田県権知事の津田山三郎が辞した後、知事代行も
担うこととなる。しかし、同年十月二十七日に西岡は失政のため仙
台領白石城に置かれた按察使府に謹慎となり、一ヶ月後に免職と

表6 学而館 授業課程

日付	科目
2・7	講釈
3・8	経書会読
4・9	詩文
5・10	歴史会読
1・6	休業

なってしまう。その理由として、『酒田市史』³³によると、教育のほか、五会所の規模拡張に伴う病院の新設、貧民施薬や寄宿治療などの整備に奔走し、すべて公費で支弁したため税金がかさんで、非難の対象となったことが原因と考えられているようである。

その西岡の謹慎中に酒田県令として大原重実が任命された頃は、酒田県官員の出入りが大変激しかったことが指摘されている。また、この当時の酒田県の歳出状況から、「明治政府は、酒田県を緊迫した国家財政再建の拠りどころとしたが、その目的を貫徹するため高齢者の祝金、孝悌勤勉者の賞与、鰥寡孤独の者の救恤等民心の掌握を図ると共に、学而館の設置や天長節の施行によって、民心教化を推し進めた」³⁴とある。

ただ学校の運営はそれまでのようには立ち行かなくなっていく、明治三年九月二十八日に酒田県が廃県となって第一次山形県³⁵に併合されたことで、同年十月二日「学校規則改正二付当分被止候事」³⁶として運営停止となっている。

明治三年学則改正とあるが、第一章のなかで説明した酒田県と山形藩が統合した際に官立学校として挙げられていた四校には含まれていなかったことから、廃校となったといえる。

こうして、西岡周碩が創立に尽力した学而館は約一年三ヶ月で幕を閉じることになった。

おわりに

「学制」以前の近代教育体制が整備されていくなかで、戊辰戦争によって荒廃した東北の民政及び士族・民衆の教育体制の整備は急務な課題であり、近代的な教育を目指した学校設立が急がれた。

本稿で取り上げた、旧藩校を官立学校へ移行して利用した場合と政府直轄の民政局下に新設された官立学校の場合、二つの教育機関からそれぞれの開始から終了までを分析した。

版籍奉還、廃藩置県を経て設立した酒田県(第一次)、山形県(第一次・第二次)のなかで、その県下に存在していた旧藩校を官立学校へ移管して利用することで、山形県は明治政府が急務とした「府県学校」の設立および東北の近代教育政策の足掛かりとしたのではないかと考えられる。そのため、旧藩校の体制を継承しつつ、明治政府が推進した教育政策に倣い学則などの基本的体制を整えていったことがわかる。旧天童藩校を移管する際に、「一般ノ制度公示セラル、迄」として予算は半減し維持していたことから、県に移管された旧藩校はあくまで、「普通学校」が設立されるまでの限定的なものであったと言える。『山形市史』³⁷にも山形学校立誠堂の教官や生徒は旧藩士が中心で構成されていたことが推測されていることから、生徒については他の三校の官立学校も同様であったのではないかと考えられるが、教員や運営体制については、旧天童藩校養生館の事例から従来の教官を免職させ、県官を中心とした運営体制に少しずつ移行していることから、旧藩から県管轄として緩やかに変容していることが伺える。

これも廃藩になったことで藩校も同時に廃校になれば、「学校勉学ノ志ヲ挫折」することを危惧していること、また県に編入されることで新たに学校機関を設けることが資金的にも難しかったと言えること、旧藩士たちの混乱を最小に抑えるためにも旧藩校の官立化は必要事項であったといえるのではないかと考えられる。

また、旧来藩士教育機関が整われていなかった酒田においては、明治政府が日本海側の流通拠点であった酒田港を機能させるため、酒田民政局を設置して混乱した酒田の掌握に務めた。その長官をつとめた西岡周碩によって、明治政府直轄の民政局下に官立の教育機関として、学而館が設置され、同館は旧藩士のみならず学修に志がある者へ門戸を開き、明治政府がすすめる「国民皆学」により近い官立学校であったと考察される。しかし、県への編入や西岡の免職などにより、山形藩と統合して再編された酒田県（第一次、のちに第一次山形県）に、学而館が移管されることはなく廃校となってしまった。

以上のことから、「学制」以前の山形の官立学校は、近代教育制度を模索しながら明治政府の方針に沿って体制を整えつつも、いずれ出されるであろう「一般ノ制度」がだされるまでの一時的な体制であったことが想定される。

「学制」が発布されたあとは、官立学校は移行されることはなく、明治政府による近代教育制度や政策に合わせて小中学校の設置に奔走していった。

ただ、「学制」以前に設置された官立学校が設置されたのは山形

県だけではないため、同時代の他県に設けられた官立学校の事例と照らし合わせて、東北地方をはじめとして明治初年の藩校および官立学校の運営を比較検討していく必要がある。この検討については、今後の展望としたい。

1 注

1 明治維新における民衆教育に関する先行研究は、八鍬友広「民衆教育における明治維新」（明治維新史学会編『講座明治維新 第十卷 明治維新と思想・社会』有志舎、二〇一六年）等に詳しく整理、分析および検討がなされている。

2 近世期における藩校研究としては、笠井助治氏が『近世藩校の総合的研究』をはじめ全国を網羅しつつ詳細な調査分析をおこなっている。近年では、諸藩の個別研究や自治体史において、藩校及び藩学の成立や教育内容、組織などを藩政改革との関連性が明らかにされており、合わせて諸藩教育や思想形成など、それによってもたらされた影響などが分析され論じられている。本稿はこのような先行研究の成果に依拠しまとめたいこととする。

3 地方制度の先行研究については、千田稔氏・松尾正人氏「明治維新研究序説―維新政権の直轄地―」（開明書院、一九七七年）を画期とし、松尾正人氏の『廃藩置県』中公論社一九八六年、同『廃藩置県の研究』ほか、府県制については奥田晴樹氏「府県の創設」（明治維新史学会編『講座明治維新3 維新政権の創設』有志舎、二〇一一年）などがある。

4 拙稿「明治維新时期における藩校運営の移行過程に関する一考察―東北地方の藩校を中心に―」（『郡山女子大学紀要』五七、二六〇―二四五頁。前掲注4 拙稿）。

5 『山形市史』中巻（近世編）一九七一年、下巻（近代編）一九七五年、

- 山形市史編さん委員会。上倉祐二編『山形県教育史』山形県教育研究所、一九五二年。
- 7 川瀬同「山形 水野藩校」『山形郷土史研究協議会研究資料集』第九号、山形郷土史研究協議会、一九八六年。
- 8 そのほか、大石学編『近世藩制藩校大辞典』（吉川弘文館）、『日本教育史資料集』1（文部省）、『国史大辞典』（吉川弘文館）を参考とした。
- 9 木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』第1巻北海道・東北編（雄山閣、一九八八年）には、弓術・馬術・槍術・剣術・砲術などが記されている。
- 10 前掲『日本教育史資料集』1、「山形藩立誠堂」項目。
「公文録」明治元年・第四十七巻・戊辰十月〜己巳五月・昌平開成両学校伺（国立公文書館蔵、請求番号・本館1公〇〇〇四七一〇〇）
- 11 「山形県史」政治之部 学校（明治三十七年）（国立公文書館蔵、請求番号・本館1府県史料山形1〇〇〇〇一）
- 12 前掲注10「府県史料 山形県史」に記載された表を基に作成した。
- 13 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 14 前掲注10「府県史料 山形県史」。この仮規則には、職員（都講・学監・助教・典籍・主計）、学科は普通学とあり（句読・習字・算術・皇学）として規程がなされている。
- 15 近代教育制度における「普通学」および「普通学校」については、熊澤恵理子氏が『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房、二〇〇七年）のなかで、「普通学」をテーマとした先行研究を整理し、それまで制度的視点から「府県施政順序」と「中小学規則」の系譜により考察を行う手法に対し、静岡藩沼津兵学校に着目して学校規則の作成にあたって主要な学校構想を具体的に追求し教育をおこなったのか、また育英舎において西周が講じた「普通学」から考察を展開している。熊澤氏は、「学制」以前における「普通学」の形成過程は、幕末期の教育近代化の延長線上にあり、国際社会を意識した近代的な教育の在り方を模索する過程であった」とし、「専門課程
- 16 近代教育制度における「普通学」および「普通学校」については、熊澤恵理子氏が『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房、二〇〇七年）のなかで、「普通学」をテーマとした先行研究を整理し、それまで制度的視点から「府県施政順序」と「中小学規則」の系譜により考察を行う手法に対し、静岡藩沼津兵学校に着目して学校規則の作成にあたって主要な学校構想を具体的に追求し教育をおこなったのか、また育英舎において西周が講じた「普通学」から考察を展開している。熊澤氏は、「学制」以前における「普通学」の形成過程は、幕末期の教育近代化の延長線上にあり、国際社会を意識した近代的な教育の在り方を模索する過程であった」とし、「専門課程
- 17 に対する基礎課程、あるいは市民社会の人材としての教養教育の確立をめざしたもの」（三五九頁）としている。
- 18 この時、学区取締に任命された、佐藤利兵衛（山形十日町）、長谷川吉郎治（同上）、三浦権四郎（山形四日町）、市村五郎兵衛（山形六日町）のそれぞれ豪商であり、細谷良琅・細谷温は十日町の医師。
- 19 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 20 前掲注10「府県史料 山形県史」。
- 21 庄内の会津転封に関する詳細は、『酒田市史』下巻、「第二章維明治府と酒田 第二節庄内藩の会津若松転封」参照。
- 22 『鶴岡市史』中巻（鶴岡市役所、一九七五年）第一編明治初期の鶴岡第二章維明治府と庄内藩 第二節若松転封中止後の運動と酒田民政局に詳しい。
- 23 西岡周碩酒田表取締被仰付ノ件「記録材料・諸侯・鍋島二、鍋島肥前守直大」（国立公文書館蔵、請求番号・記〇〇二九三一〇〇）
明治二年三月二十三日諸府県ニ小学校ヲ設ケ教育ノ道ヲ施行セシム
「太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第百十七巻・学制・学制二」請求番号・太00117100、国立公文書館蔵
- 24 民政局は戊辰戦争後、明治政府によって没収され直轄地化された土地に開設され、庄内を統治するために酒田民政局及び軍務官が設置される。当初は、参謀船越洋之助が統括し、本陣を上林右衛門宅に、軍制役所を尾関又兵衛宅へおいて、亀ヶ崎城（酒田）の接収と整理が完了するまでの間役所は民間に設けた。軍務官および民政局の詳細は、『酒田市史』下巻（酒田市史編さん委員会、酒田市、一九九五年）「第二章維明治府と酒田 第一節軍務官と酒田民政局」に詳しい。
- 25 前掲注21『酒田市史』下巻。
- 26 斎藤美澄編『飽海郡誌』卷之二（山形県飽海郡、一九二三年）第五編第二項学而館（五一〜五八頁）。
- 27 前掲注27『飽海郡誌』五五〜五六頁。

- 29 前掲注27『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五七頁。
- 30 前掲注27『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五七頁。
- 31 前掲注27『飽海郡誌』五六頁。
- 32 酒田県は、羽後国飽海郡に、同由利・仙北両郡を加え、羽前国田川郡の天領に米沢藩の高島出張所管内を加え、村山地方の天領を寒河江長岡支局扱いとし四口合わせて二十五万余石であった。明治三年九月二十八日第一次山形県に併合されて山形県酒田出張所が置かれた。
- 33 前掲注21『酒田市史』下巻、「第八章文明開化の世相 第二節学生頒布」三一頁。
- 34 前掲注33『酒田市史』下巻。
- 35 第一次山形県、第二次山形県については第一章にて整理しているが、第二次山形県設立の際に酒田は山形県からはずれ、酒田県(第二次・田川郡・飽海郡)として成立した。
- 36 前掲注23『飽海郡誌』「野附氏懐中御用留」五六頁。
- 37 前掲注6『山形市史』下巻、四四二頁には、「教官その他の資格」については記録がないが、おそらく旧藩士の有能の士や県官がこれに当り、生徒はもちろん旧藩士弟に限られた。」とある。
- (付記) 本稿は、二〇一九〜二〇二二年度 科学研究費助成事業「教育政策における政策終了メカニズムに実証研究」(基盤研究(c))、課題番号19K02790の研究成果の一部である。

明治初年の東北地方における官立学校について
—山形藩校と学而館の事例を中心に—

佐 藤 愛 未

About public schools in the Tohoku region in the first year of the Meiji era

Megumi Sato